

社会福祉法人ゆほびか 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆほびか（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所として常時勤務する者をいう。）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 勤務を証明できれば、インターネット・電話・書類作成による在宅勤務は支給の対象とする。
 - 3 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が500万円を超えない範囲とする。
 - 4 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、第2条3項の総額を超えない範囲で、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- (2) 賞与については、給与・退職金規程第17条5項期末手当の規定に準ずる額とする。
- (3) 退職手当については、給与・退職金規程第18条退職金の規定に準ずる額とする。
- (4) 通勤手当については、給与・退職金規程第17条5項通勤手当の規定に準ずる額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 理事会及び評議員会等の会議に出席した場合及び法人運営の業務に従事した場合の交通費については、給与・退職金規程第17条5項通勤手当の規定に準ずる実費相当額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(支給の方法)

第6条 理事長及び常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月25日に銀行振込みとし、ただし、その日が土曜日及び休日に当たるときは、前日に繰り上げて支払う。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振込みとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬（第4条関係）

(1) 理事長

| 職務 | 日額 |
|---------------------|---------|
| 理事会及び評議員会等会議への出席 | 15,000円 |
| 上記の他、法人運営の業務に従事した場合 | 15,000円 |

※1ヶ月の報酬支給限度額は、200,000円とする。

(2) 理事

| 職務 | 日額 |
|---------------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 15,000円 |
| 上記の他、法人運営の業務に従事した場合 | 15,000円 |

※1ヶ月の報酬支給限度額は、30,000円とする。

(3) 監事

| 職務 | 日額 |
|---------------------|-----------|
| 監事監査等への出席 | 15,000 円 |
| 理事会、評議員会等会議への出席 | 15,000 円 |
| 上記の他、法人運営の業務に従事した場合 | 15,000 円 |
| 会計監査 (5 月) | 100,000 円 |
| 業務監査 (5 月) | 50,000 円 |

※ 1 ヶ月の報酬支給限度額は、30,000 円とする。

ただし、会計監査及び業務監査を除く

(4) 評議員

| 職務 | 日額 |
|---------------------|----------|
| 評議員会への出席 | 15,000 円 |
| 上記の他、法人運営の業務に従事した場合 | 15,000 円 |

※ 1 ヶ月の報酬支給限度額は、30,000 円とする。